

# 各自治体の取組



## 1. [岩手県]

### 臨検捜索を行ったケースについて

岩手県福祉総合相談センター児童女性部長

朽木正彦氏



## 臨検・捜索を行ったケースについて

〔岩手県福祉総合相談センター〕

### I ケースの概要

平成20年12月、小学校低学年女児（以下「本児」とする。）が親からの登校禁止で未就学状態にあり、家庭訪問を重ねても両親とのコンタクトがとれず、本児の安全が確認できないことから、児童虐待防止法に基づく所要の手続きを経て「臨検・捜索」に着手し、併せて職権により本児の一時保護を行ったものである。

○ 家族 父親、母親、長姉（中学生）、次姉（小学校低学年）

長姉、次姉ともに児童福祉施設入所中。

### II 指導経過

- ・ この家族は、本児出生前、長姉が倉庫に入れられ鍵を掛けられて泣いていたと主任児童委員から地元市町村児童福祉担当課（以下、福祉課とする）に通告があり、以後、次姉、本児出生後は3人の児童に対するネグレクトとして福祉課が中心となり対応してきた。
- ・ しかし、福祉課では両親が攻撃的で指導に拒否的なことから、2年後に当センターに虐待通告し、以後当センターが中心となって対応してきた。
- ・ 当センターでは継続ケースとし、長姉、次姉が通う保育園や子ども達と交流を持っている父方祖父母からの情報収集とともに家庭訪問を行い、母親と月1回程度の面接を行ってきた。この当時は攻撃的な面はあるものの母親との面会は可能であった。
- ・ 翌年、長姉が小学校1年の時、学校で顔と頭部に父親からの身体的虐待を確認したため、学校から緊急一時保護。両親不同意のため職権による保護を実施し、その後児童福祉法28条1項による申立てを行い、裁判所の承認を得て児童福祉施設入所となった。
- ・ 以後、両親は当センターとの関係を完全に拒否するものの、福祉課との援助関係が回復。両親は次姉と本児を連れて福祉課を訪れたり、家庭訪問を受け入れたりしたため、福祉

課、保健担当課、保育所等がモニタリングの役割を担うとともに頻繁にケース会議を行いながら情報共有を図った。

- ・ 次姉が小学校に入学してから、長姉が学校から一時保護された経緯から、登校させず、学校や教育委員会の再三にわたる家庭訪問や文書による登校の督促も一切拒否。当センターの面会も拒否するが福祉課の訪問は可能でその都度次姉と本児を目視できていた。居室内はゴミの山状態で極めて不衛生な状況が確認されている。
- ・ 翌年、福祉課が、一人徘徊していた次姉を保護し当センターに連絡。当センターで次姉の状態を確認したところ、全身から悪臭を放ち、衣服や身体も汚れていた。未就学状態を含めネグレクトの疑いにより緊急一時保護し両親に連絡するも、不同意のため職権による一時保護とした。その後、児童福祉法 28 条 1 項による申立てを行い、裁判所の承認を経て児童福祉施設入所となった。
- ・ 同年には本児が小学校に入学するも、次姉同様就学を拒否。当センター、学校、教育委員会の訪問は一切拒否。福祉課の接触は可能であり、次姉保護後も本児のモニタリングは継続し、ケース会議により関係機関が情報共有した。

### Ⅲ 臨検・捜索に至るまで

- ・ 平成 20 年度、本児は未就学の状態が継続。当センター、学校、教育委員会が毎月訪問するも面会を拒否。その後、福祉課の訪問も拒否するに至った。
- ・ 夏頃にはガス点検所管課の情報により、本児の姿を確認。玄関から居室、風呂等いずれの部屋もゴミの山で悪臭が漂い不衛生な状況であることを確認した。以後、本児及び本世帯状況は近隣に住む祖父母を通じて情報収集。
- ・ 福祉課、保健担当課、教育委員会、主任児童委員、警察署、当センター等によりケース検討会議を随時開催し、本児の早期の保護が必要との認識で関係者が一致。当センターでは臨検・捜索も視野に入れ、本児の保護を目指すことを決定し、福祉課、警察、家庭

裁判所等関係機関との調整を行い準備を進めた。

- ・ 当センターでは改めて本世帯の生活状況や、臨検・搜索を実施する場合に確実に在宅しているであろう時間帯を把握するため、3日間のモニタリングを実施。両親と本児は毎晩夜中に外出し未明に帰宅、日中は在宅するという昼夜逆転の生活が常態化していることを確認した。
- ・ また、センター嘱託弁護士、子どもの虹情報研修センターの専門相談担当弁護士等と出頭要求や立入調査等の実施にあたっての法的解釈、臨検・搜索にあたって許可状申請に必要な書類、職権一時保護する場合の法的問題の有無などについて協議を重ねた。
- ・ 11月に出頭要求、立入調査、再出頭要求を行うもいずれにも応じなかったため、臨検・搜索を実施する方針を所内決定。関係者会議で周知を図り役割分担等の検討を行う。併せて当センター大会議室に本世帯居室の間取りを再現し、臨検・搜索時のシミュレーションを実施。着手時の告知内容や許可状の提示方法、開錠とチェーンの切断、両親の行動制止と本児の搜索、職権一時保護の告知と本児の保護といった一連の流れを警察署の指導を受けながら行った。
- ・ 12月家庭裁判所に臨検・搜索許可状の発布を請求、即日許可状が交付され、翌日に着手した。

### 【概要】

臨検・搜索実施職員 9名      援助要請した警察署職員 4名

- 自宅を訪問。裁判所の許可を受け臨検・搜索に来たことを告げ、ドアを開けるよう求めるも応じなかった。  
そのため、こちらでドアを開けることを告げ、立会人に臨検・搜索許可状を提示し、合鍵により開錠。父母に同許可状を提示し、児童の健康状態等の確認のため居宅内への入居の了解を求めるも拒否。説得を続ける。

- 説得に応じなかったため、「裁判所の許可を受けていますので、居宅内に入らせていただきます。」と告げ、強制的に臨検・搜索を開始し、ゴミの山の中にいる本児を発見する。
- 不適切な養育状況と判断し、父母に対し職権一時保護することを告げ、本児を保護する。
- 臨検・搜索を終了する。

#### IV 臨検・搜索その後

- ・ 臨検・搜索実施後の同日、福祉課と親族の働きかけにより、母親の病院受診を促し、即日入院となった。
- ・ 保護時点の本児は、平仮名を書くことも読むこともできず、数字も読めない状態、コミュニケーションの経験不足が顕著。衣服は汚れ、身体も汚く悪臭がする状況であった。
- ・ 当センター一時保護所で生活していた2ヶ月間にほとんどの平仮名を読み、自分の名前をかけるようになり、年長女兒に教えられてピアノをひくなど大きな伸びが見られた。本児は「学校に行きたい、お姉ちゃんたちと同じところに行きたい」と話す。
- ・ 当センターでは翌月に両親に面会。初めて父親との面接が成立し、本児を施設に入所させて学校に通学させる方針を伝える。父親は母親と相談しないと自分では決められないとの返事。入院中の母親と面会を試みるも「会う必要はない」と拒否され、話し合いにならなかった。
- ・ 本児に早く児童集団との経験をさせるため、姉が入所している児童福祉施設に一時保護委託。その後父親と2度目の面会を行い、施設に一時保護委託したこと、本児の施設入所の同意が得られないため家庭裁判所に申立てを行うことを説明。父親はわかりましたとの返事。
- ・ 県社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置部会の児童養護施設入所が適当との答申を



経て、児童福祉法第 28 条第 1 項の規定による承認の申立書を家庭裁判所に提出。児童養護施設に入所措置することを承認する旨の審判があり、本児を児童養護施設に措置した。

- ・ 家裁審問の際に父親が裁判官に対し子どもに会いたいと話したことから、家裁経由で父親がセンターに始めて来所。今後、父母とセンターが話し合いを重ね、子ども達と面会可能な環境をつくっていくことで合意した。
- ・ 翌月には父母それぞれに面会し、家裁審判が確定し本児が施設に入所し元気に学校に通っていることを報告。次姉の法 28 条による承認の更新時期が近づいていることから、施設入所継続について同意の意思確認を行う。父親は、同意する旨の意思を示すとともに、本児の転校手続きを自ら出身校に出向いて行った。母親はこれまでの攻撃的拒否的言動が影を潜め、子どもたちをよろしく願いますとの言葉が聞けるまでになる。
- ・ 子どもたちも父親に会いたいとの意向を示したことから、更に翌月、一時保護から施設入所となって以来初めての父子面会をセンター内で行った。長姉は実に 7 年ぶりの再会となり、父子ともに喜び笑顔で 1 時間を過ごした。父親は子ども 3 人分の施設入所の同意書に署名捺印し提出。今後の母親も含めた面会の実現と家族再統合に向けた本格的な取り組みのスタートラインにたったところである。

## V 臨検・捜索を通しての課題等

- ・ 当センターは長姉を保護して以降は両親に完全に拒絶され、次姉保護により一層関係がとれない状況になったが、福祉課や親族等の関係者の接触により、本児の生命には危険がないと判断できたことから、時間をかけ関係機関と十分な協議を行いながら準備を進めることができた。しかし、関係者の誰もが児童を目視できなかつたり、緊急に一時保護し身柄の安全を確保しなければならないと判断される場合等を想定し、臨検・捜索にいたる諸手続きが短期間で進むよう予め関係機関と協議しておく必要がある。

- 全ての諸手続きが初めての経験であり、家庭裁判所の許可状の請求関係書類についてその内容の範囲等が不明で作成に苦慮した。裁判所や警察署にも照会したが具体的な書類内容までの教示はなく、嘱託弁護士の指導を受けながらの作成となった。立入調査時の会話の記録等を含めA4用紙90枚を超える内容となり、かなりの事務的負担となった。今後は、この許可状請求書類作成に係る負担軽減策を検討する必要がある。
- 事前のシミュレーションは行ったものの、現場では母親の抵抗にあい、ドアチェーンを素手で掴まれたことから切断することができなかった。説得により父親がチェーンを外したが、室内に入るための説得に再び時間をかけすぎると、室内に突入する判断が児童相談所職員は不得手であることを切実に感じた。臨検・捜索の速やかな着手のためには、警察等との綿密なシミュレーションが重要であるとともに、県警との人事交流等による警察官の配置など児童相談所の一層の体制強化が必要である。
- 臨検・捜索は最も保護者と対立的になり、攻撃的になる恐れがあるため、児童を保護した後の保護者との関係づくりや家族再統合の取り組みは困難を極めることが予想される。
- 幸いにして、このケースは臨検・捜索をきっかけにして、好転したケースである。